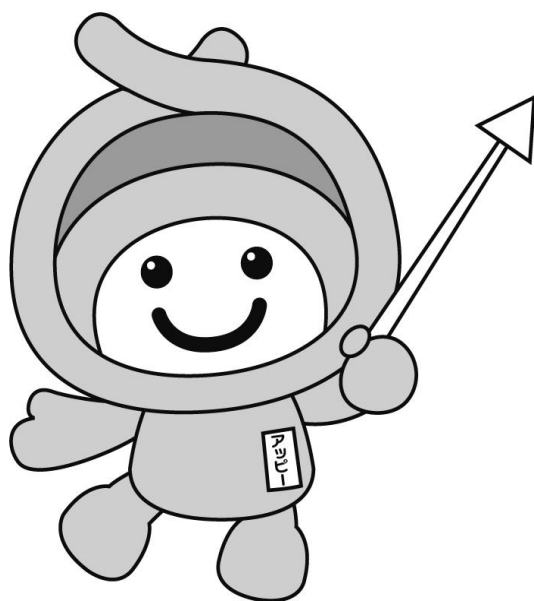


令和7年度(2025年度)版

自治会運営マニュアル



上尾市

はじめに

事務区制度は、昭和３７年にスタートし、事務区と市との連携協力体制を構築してきました。しかし、令和２年４月１日施行の地方公務員法の改正に伴い、特別職非常勤職員の任用根拠が厳格化されたことにより、事務区長と区長代理は特別職非常勤職員として委嘱できなくなりました。そのため、事務区制度全体の見直しを行い、地域の地縁団体である自治会・町内会・区会（以下総称として「自治会」という。）に主軸を置いた制度に移行することになりました。

自治会は、一定の地域に住む人たちが、住み良い豊かなまちづくりをめざして、地域における課題や問題の解決に取り組むとともに、地域でのふれあいの輪を広げ、人々の連帯意識の向上に努めている自主的な任意の団体です。地域の主人公は、そこに暮らしている人々です。そして、同じ地域に住んでいる人々が、仲良く助け合って暮らしているという考え方は、今も昔も変わりません。

災害時には、日頃からの支え合いや助け合いの意識から、自治会が大きな力を発揮します。このことは、平成２３年の東日本大震災や豪雨災害などで、自治会が中心となって活動し大きな役割を担った例が数多く報告されたことからもうかがい知ることができます。これらの災害などを経験し、今、地域住民相互のつながりの重要性が改めて認識されています。

そこで、自治会の円滑な運営や日々の活動のお手伝いができればとの思いから、当マニュアルを作成しました。主に、初めて自治会長・町内会長、区会長等（以下総称として「自治会長」という。）に就任する方が、自治会長の役割を知り、自治会活動を行うための基本的なマニュアルです。

なお、ベテランの自治会長におかれましては、「釈迦に説法」になってしまうことをあらかじめご了承ください、必要と思われる箇所のみご確認ください。

この「自治会運営マニュアル」を、特色ある自治会活動を行っていく上での基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

【目次】	頁
I 自治会について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 自治会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 自治会の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 自治会の主な活動・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 自治会と市の関係・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 上尾市内の自治会（上尾市自治会連合会）・・・・・・	4
6 認可地縁団体・・・・・・・・・・・・・・・・	4
II 自治会の活動・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1 加入を呼びかけましょう・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2 個人情報の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3 規約（会則）について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
4 適正な会計管理体制について・・・・・・・・・・・・・・・・	24
5 認可地縁団体について・・・・・・・・・・・・・・・・	31
6 感染症に配慮した活動について・・・・・・・・・・・・・・・・	32
III 自治会と行政・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1 交付金について・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2 連携協定に基づく業務一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	36
3 支援・補助等について・・・・・・・・・・・・・・・・	40
4 市からの依頼事項等について・・・・・・・・・・・・・・・・	58